

千葉県介護現場革新会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉県において、介護現場における業務改善の取組を推進することを目的とし、関係団体等と協力して介護現場における課題や取組等を共有しながら、各団体の知識を結集し、対話を重ねるため、「千葉県介護現場革新会議(以下「革新会議」という。)」を設置する。

(所掌事務)

第2条 革新会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 介護現場の業務改善に関する施策の推進に関すること。
- (2) 介護現場の業務改善に関する施策の情報共有及び連携に関すること。
- (3) 介護業務効率アップセンター(以下「効率アップセンター」という。)の運営他、介護現場の業務改善に関する施策に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、別紙第1に掲げる者で構成する。

- 2 会議には議長及び副議長を置き、それぞれ構成員の互選により定める。
- 3 議長は会議の議事を進行し、副議長は議長を補佐し、議長が不在のときは、その職を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第4条 千葉県は、所掌事務に関し必要があるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の開催)

第5条 所掌事務を円滑に行うため、年2回以上の会議を開催する。

- 2 革新会議は、千葉県が招集する。

(庶務)

第6条 革新会議の庶務は、千葉県及び効率アップセンター受託業者において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、革新会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。

この要綱は、令和7年7月8日から施行する。

別紙第1（第3条関係）

1	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
2	一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会
3	一般社団法人千葉県老人保健施設協会
4	千葉県リハビリテーション専門職協会
5	地域包括ケアシステム関係
6	千葉県デイサービスセンター協会
7	千葉県地域包括・在宅介護支援センター協会
8	一般社団法人ちば地域密着ケア協議会
9	一般社団法人千葉県介護支援専門員協議会
10	一般社団法人千葉県ホームヘルパー協議会
11	公益財団法人千葉県産業振興センター
12	千葉県介護業務効率アップセンター事業業務委託受託者
13	千葉県関係課